

(2) 指定保養施設

ア. 月別利用人員

(単位：人)

月	20/4	5	6	7	8	9	10	11	12	21/1	2	3	計
鬼怒川観光 ホテル別館	178	162	134	168	218	148	194	134	113	92	139	173	1,853
鴨川ヒルズ リゾートホテル	147	102	84	221	231	104	69	96	64	41	70	151	1,380
強羅アサヒホテル	175	173	251	236	299	169	186	330	191	180	136	189	2,515

区民課

イ. 年度別利用人員

(単位：人)

年度	16	17	18	19	20
ホテル千倉	805	642	—	—	—
鬼怒川観光ホテル別館	1,904	1,546	2,007	1,918	1,853
鴨川ヒルズリゾートホテル	—	—	1,219	1,397	1,380
強羅アサヒホテル	—	—	2,645	2,707	2,515

(注) 鬼怒川観光ホテル別館は平成16年4月から指定保養開始、ホテル千倉は平成17年度末で指定保養終了  
鴨川ヒルズリゾートホテル及び強羅アサヒホテルは、平成18年4月から指定保養開始

区民課

4. 医療施設

(1) 医療施設

(単位：件)

年度		16	17	18	19	20
病 院	施 設 数	8	7	7	7	8
	病 床 数	1,047	1,011	1,009	1,009	1,129
診 療 所	施 設 数	246	252	253	251	249
	病 床 数	192	188	194	191	188
歯 科 診 療 所		254	251	248	248	250
助 産 所	施 設 数	1	1	0	0	0
	病 床 数	0	0	0	0	0

生活衛生課

(2) 休日診療 [行政計画]

ア. 休日診療件数

(単位：件)

年度	16	17	18	19	20
昼 間 診 療 (午前9時～午後5時)	1,243	1,353	1,471	1,410	1,575
準 夜 間 診 療 (午後5時～午後10時)	267	317	244	254	289

(注) 下谷・浅草各医師会がそれぞれ毎休日輪番制(1施設ずつ)で実施

健康医療課

イ. 休日歯科診療

(単位：件)

年度	16	17	18	19	20
歯科診療(午前9時～午後5時)	298	300	316	358	278

(注) 台東区歯科医師会(下谷地区)と浅草歯科医師会(浅草地区)が1休日ずつ交代(1施設)で実施  
平成17年度から12月30・31日は1休日につき2施設で実施

健康医療課

ウ. 休日施術

(単位：件)

年度	16	17	18	19	20
施術(午前9時～午後7時)	129	96	114	172	264

(注) 台東区柔道接骨師会が毎休日輪番制(1施設)で実施  
平成18年度までは午前9時から午後5時までの実施

健康医療課

(3) 台東区準夜間・休日子どもクリニック [行政計画] (単位：件)

年度	16	17	18	19	20
平日準夜間診療(午後7時～午後10時)	—	1,652	1,694	1,412	1,370
休日昼間診療(午前9時～午後5時)	2,300	2,373	2,194	1,902	1,811
休日準夜間診療(午後5時～午後10時)	613	733	660	639	507

(注) 下谷・浅草各医師会が永寿総合病院内で実施  
平成17年4月から平日準夜間帯についても実施  
健康医療課

5. 公衆衛生

(1) 食品衛生

ア. 食品衛生関係施設数、監視指導数及び許可件数 [行政計画] (単位：件)

年度	16			17			18			19			20		
	営業施設数	許可件数	監視指導数	営業施設数	許可件数	監視指導数	営業施設数	許可件数	監視指導数	営業施設数	許可件数	立入施設数	営業施設数	許可件数	立入施設数
食品衛生法に基づく許可を要する業種	10,457	2,594	23,755	10,395	2,154	22,633	10,675	2,025	12,460	10,353	2,220	12,108	10,304	2,508	11,950
飲食店営業	7,555	1,884	16,902	7,478	1,505	15,775	7,683	1,342	9,119	7,526	1,451	8,712	7,452	1,759	8,871
菓子製造業	524	159	1,714	506	162	1,940	536	146	993	502	135	1,041	529	175	818
乳類販売業	769	132	1,169	758	116	1,217	750	115	585	729	168	518	726	185	617
その他	1,609	419	3,970	1,653	371	3,701	1,706	422	1,763	1,596	466	1,837	1,597	389	1,644
食品製造業等取締条例に基づく許可業種	926	302	3,183	950	358	2,946	953	247	1,294	940	287	1,146	1,078	546	1,485
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく許可	24	1	176	24	0	160	22	0	77	22	0	74	21	0	54
食品衛生法施行規則第16条に基づく届出業	3,684	9	8,285	3,689	5	7,855	3,689	0	3,537	3,697	8	3,068	3,699	2	3,565
食品製造業等取締条例に基づく給食施設(届出)	79	3	358	81	2	300	78	4	239	78	0	278	79	2	221
東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業	226	18	443	219	25	470	219	18	346	226	21	323	233	33	418

生活衛生課

イ. 食品等の収去検査数 [行政計画] (単位：件)

年度	16	17	18	19	20
計	2,808	2,850	3,221	2,795	3,000
細菌検査	1,810	1,765	2,058	1,795	1,985
化学検査	998	1,085	1,163	1,000	1,015

(注) 台東保健所検査センター及び東京都健康安全研究センター実施分  
生活衛生課

ウ. 食中毒対策・衛生教育実施回数 [行政計画] (単位：回)

年度	16	17	18	19	20
総数	98	81	82	89	105
営業者講習会	59	48	46	45	64
消費者講習会	34	28	32	38	34
街頭相談	4	4	3	4	4
意見交換会	1	1	1	2	3

生活衛生課